

令和元年5月16日  
国住指第10号

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

(印影印刷)

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が  
適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準  
を定める件の改正について（技術的助言）

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が  
適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定め  
る件（平成12年建設省告示第1446号。以下「告示第1446号」という。）につい  
ては、令和元年5月16日公布、同月20日施行予定の現場打コンクリートの型  
わく及び支柱の取り外しに関する基準及び建築物の基礎、主要構造部等に使用  
する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林  
規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する告示（令和元年  
国土交通省告示第18号）により、その内容を一部改正することとした。

については、改正後の告示第1446号の運用について、地方自治法（昭和22年法  
律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり  
通知する。

貴職におかれては、貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計  
算適合性判定機関並びに貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知方お願い  
する。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定  
構造計算適合性判定機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

## 記

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 37 条において、建築物の基礎や主要構造部等に使用する建築材料として国土交通大臣が定めるもの（以下「指定建築材料」という。）については、その品質が日本工業規格若しくは日本農林規格に適合するもの又は国土交通大臣の認定を受けたものにならなければならないこととされているところ、今般、告示第 1446 号において、指定建築材料であるコンクリートが適合すべき日本工業規格として、JIS A 5308（レディミクストコンクリート）-2014 に代わり、新たに JIS A 5308-2019 を位置付けることとした。

JIS A 5308-2014 の内容は、軽量コンクリート及び高強度コンクリートであってスランプが 10cm のもの以外は JIS A 5308-2019 に包含されるため、JIS A 5308-2014 の仕様に適合するコンクリート（軽量コンクリート及び高強度コンクリートであってスランプが 10cm のものを除く。）については、本改正後においても、引き続き法第 37 条第 1 号に適合するものとして取り扱って差し支えない。

以上